



長野県報

9月20日(火)
平成28年
(2016年)
第2809号

目 次

告 示

農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録（農業技術課）	1
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新（農業技術課）	2
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更の届出（農業技術課）	4
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の業務の廃止の届出（農業技術課）	4
保安林予定森林（森林づくり推進課）	5
保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森林づくり推進課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
文化財保護条例に基づく長野県有形民俗文化財の指定（文化財・生涯学習課）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	6
砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）	6
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定（建築住宅課）	8
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づく措置（監査委員事務局）	9

告 示

長野県告示第519号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関を登録しました。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第95号		
登録年月日	平成28年8月30日		
地域登録検査機関の名称	日穀製粉株式会社		
代表者氏名	代表取締役社長 小山 紀雄		
主たる事務所の所在地	長野県長野市南千歳一丁目16番地2		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産そば		
農産物検査を行う区域	長野県		
農産物検査員			
氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
増田 博士 西澤 透	長野県長野市上野3-346-5 長野県安曇野市豊科田沢5133-2	そば そば	K2028029 K2028030
成分検査業務受委託先	受委託の区分		
	登録検査機関の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
備考	新規登録		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第520号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新しました。
平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第8号
登録年月日	平成13年8月30日
地域登録検査機関の名称	ながの農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 豊田 実
主たる事務所の所在地	長野県長野市大字中御所字岡田131-14
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
土屋 大	長野県中野市大字一本木104	もみ、玄米、大豆、そば、小麦、大麦	K1113177
宮澤 正志	長野県長野市大字吉554	もみ、玄米、大豆、そば	K1114189
傳田 孝吉	長野県長野市吉田2丁目33-24-2	もみ、玄米、大豆、そば	K1114188
万場 清一	長野県上水内郡信濃町富濃1924-6	もみ、玄米、大豆、そば	K1114187
原田 正治	長野県上水内郡飯綱町大字平出756	もみ、玄米、大豆、そば	K1115209
佐藤 武雄	長野県上水内郡信濃町大字穂波286-1	もみ、玄米、大豆、そば	K1115208
寺嶋 義勝	長野県長野市神楽橋11-10	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1117064
池田 昌司	長野県長野市松代町牧島703	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1118035
大日方 利一	長野県上水内郡小川村大字稻丘6869-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1119067
塚田 清正	長野県長野市小鍋52-11	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1119068
小池 健	長野県長野市三輪9-37-23	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1121090
山田 隆一	長野県上水内郡飯綱町黒川1152	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1122050
徳武 清一	長野県長野市戸隠2138	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1123090
水上 修一	長野県長野市豊野町南郷2203	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115619
清水 健史	長野県長野市若里1丁目16-36-101	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115620
宮澤 敏男	長野県長野市豊野町大倉1196-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115621
小林 将登	長野県上水内郡信濃町大字平岡590	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1127081
八重田 浩	長野県長野市戸隠豊岡5997	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1127082

成分検査業務受託先	受委託の区分	受託
	登録検査機関の名称	長野県食品衛生協会
	代表者氏名	本多 建明
	主たる事務所の所在地	長野県長野市大字南長野字聖徳545番地の3

備考	登録更新
----	------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第521号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第17号
登録年月日	平成15年8月29日
地域登録検査機関の名称	木曽農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 高橋 徳
主たる事務所の所在地	長野県木曽郡木曽町福島3807番地1
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産玄米、国内産そば、国内産大豆
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
巣山 孝治	長野県塩尻市木曽平沢2208-5	玄米、大豆、そば	K2028031
栩山 雄介	長野県木曽郡木曽町三岳3756-3	玄米、大豆、そば	K2028032

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の新規登録（巣山 孝治、栩山 雄介）
----	--------------------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第522号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありました。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者氏名	所在地
北信州みゆき農業協同組合	代表理事組合長 櫻沢 和美	長野県飯山市大字飯山3567番地
ちくま農業協同組合	代表理事組合長 竹内 史朗	長野県千曲市大字鋳物師屋200番地
須高農業協同組合	代表理事組合長 牧 良一	長野県須坂市大字小山1253番地の5
志賀高原農業協同組合	代表理事組合長 関 知明	長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2521番地

2 休止又は廃止の別

廃止

3 廃止年月日

平成28年8月31日

4 廃しようとする業務

登録検査機関の業務

農業技術課

長野県告示第523号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡上松町大字小川2862のイの1（次の図に示す部分に限る。）、2861の4、2864のイ、2864のロ、2864のハ、2864のニ

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第524号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第525号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

風致の保存

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月20日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 路線名 418号

- 2 供用を開始する区間

飯田市南信濃南和田1119番の7地先から

飯田市南信濃南和田1099番の2地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成28年9月21日

道路管理課

長野県教育委員会告示第4号

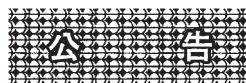
文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第25条第1項の規定により、次のとおり長野県有形民俗文化財に指定します。

平成28年9月20日

長野県教育委員会

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
信濃町の野鍛冶住宅（旧中村家）及び野鍛冶資料	1棟 733点	上水内郡信濃町大字柏原124番地 上水内郡信濃町大字柏原428番地2	長野市大字高田515番地3 中村 公知 信濃町

文化財・生涯学習課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成28年9月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森のめぐみ

- 3 代表者の氏名

重松 壽

- 4 主たる事務所の所在地

上水内郡信濃町古間438番地2

- 5 定款に記載された目的

この法人は、かつて大自然の驚異から人間を守ってくれた森について、森の持つ本来の価値を再認識し、その恩恵を学び直し、森林の保護育成活動を起こし、森の恩恵物の有効利用とは何かを語り実践する「学び場」を設け、国民に対して広く提唱し、普及啓発することにより、自然との共生社会の形成、及び健全な人づくり・社会づくりに貢献していくことを目的とします。

また、地域の観光付加価値要素を探り、より芸術性の高い観光地として魅力を発信していき、地域を活性することを目的とするものです。

県民協働課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時

平成28年11月11日（金）午前10時から正午まで

- 2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

- 3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。